

吹田市建築基準法施行細則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案								
<p>(建築物の許可申請書に添付する図書等)</p> <p>第5条 } 2 } ----- 略 -----</p> <p>3 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書のうち、<u>法第55条第3項各号又は法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請に係るものは、第1項の表に掲げる図書のほか、次の表の右欄に掲げる事項を明示した同表の左欄に掲げる図書とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="152 616 1084 1182"> <thead> <tr> <th>図書の種類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日影図</td> <td>縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時における午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間及び水平面に生じさせる日影の等時間日影線</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 } 5 } ----- 略 ----- 7 }</p>	図書の種類	明示すべき事項	日影図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時における午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間及び水平面に生じさせる日影の等時間日影線	<p>(建築物の許可申請書に添付する図書等)</p> <p>第5条 } 2 } ----- 略 -----</p> <p>3 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書のうち、<u>法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書又は法第58条第2項の規定による許可の申請に係るものは、第1項の表に掲げる図書のほか、次の表の右欄に掲げる事項を明示した同表の左欄に掲げる図書とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 616 2092 1182"> <thead> <tr> <th>図書の種類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日影図</td> <td>縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間及び水平面に生じさせる日影の等時間日影線</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 } 5 } ----- 略 ----- 7 }</p>	図書の種類	明示すべき事項	日影図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間及び水平面に生じさせる日影の等時間日影線
図書の種類	明示すべき事項								
日影図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時における午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間及び水平面に生じさせる日影の等時間日影線								
図書の種類	明示すべき事項								
日影図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間及び水平面に生じさせる日影の等時間日影線								